

## 介護福祉士養成施設自己点検票（総括票）

養成施設名： \_\_\_\_\_

自己点検日：令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日（ \_\_\_\_ ）

点検者： \_\_\_\_\_

事 項	点 検 内 容	根 拠 等	点検結果								
<b>I 教職員に関する事項</b> 1 専任教員	① 専任教員は、一の養成施設（一の養成施設に複数の課程がある場合には、一の課程とする。）に限り、専任教員となっているか。	指針 I-7-(3)	① (適・否)								
	② 指定規則別表第2に定める数以上の専任教員が配置されているか。 <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">学生総定員の区分</th> <th style="width: 60%;">専任教員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80人まで</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>81人から200人まで</td> <td style="text-align: center;">3 + (学生総定員 - 80) / 40人</td> </tr> <tr> <td>201人以上</td> <td style="text-align: center;">3 + (学生総定員 - 200) / 50人</td> </tr> </tbody> </table>	学生総定員の区分	専任教員数	80人まで	3	81人から200人まで	3 + (学生総定員 - 80) / 40人	201人以上	3 + (学生総定員 - 200) / 50人	指定規則第5条第四号	② (適・否)
	学生総定員の区分	専任教員数									
	80人まで	3									
	81人から200人まで	3 + (学生総定員 - 80) / 40人									
	201人以上	3 + (学生総定員 - 200) / 50人									
	③ 専任教員は、指定規則第5条第五号に掲げる者のいずれかであるか。	指定規則第5条第五号	③ (適・否)								
	④ 専任教員のうち1人は、指定規則別表第4の領域の欄のすべての区分における教育課程の編成等の教務に関する主任者とし、介護教員講習会を修了し、かつ法第40条第一号から第三号までに規定する学校又は養成施設の専任教員として3年以上の経験を有する者であるか。	指定規則第5条第六号	④ (適・否)								
⑤ 領域「人間と社会」に区分される教育内容を教授する専任教員のうち1人は、当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者（以下「科目編成主任」という。）とし、指定規則第5条第七号に定める基準を満たした者であるか。	指定規則第5条第七号	⑤ (適・否)									
⑥ 領域「介護」に区分される教育内容を教授する専任教員は、次に掲げる基準を満たしているか。 ア 領域「介護」に区分される教育内容を教授する専任教員は介護教員講習会の修了者であるか。 イ 領域「介護」に区分される教育内容を教授する専任教員のうち1人は科目編成主任であり、かつ、介護福祉士の資格取得後5年以上の実務経験を有する者であるか。	指定規則第5条第八号	ア (適・否) イ (適・否)									
⑦ 領域「こころとからだのしくみ」に区分される教育内容を教授する専任教員のうち1人は、科目編成主任とし、指定規則第5条第九号に定める基準を満たした者であるか。	指定規則第5条第九号	⑦ (適・否)									
⑧ 領域「医療的ケア」に区分される教育内容を教授する教員は、次に掲げる基準を満たしているか。 ア 医療的ケア教員講習会、介護職員によるたんの吸引等の試行事業又は研修事業（不特定多数の者を対象としたものに限る。）における指導者講習会のいずれかの修了者であるか。 イ 医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年	指定規則第5条第九号の二	⑧ (適・否)									

	以上の実務経験を有する者であるか。		
2 教員要件	<p>① 指定規則別表第4に定める教育の内容を教授するのに必要な数の教員を有しているか。</p> <p>② 専任教員以外の教員については、教育する内容について、相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者であるか。</p>	<p>指定規則第5条第四号 指針I-7-(1)</p> <p>指針I-7-(5)</p>	<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p>
3 事務職員	○ 専任の事務職員を有しているか。	指定規則第5条第十六号	( 適・否 )
<b>II 教育に関する事項</b>			
1 教育内容	<p>① 教育内容は、指定規則別表第4及び指針別表1、別表2又は別表3に定める基準を満たしているか。 (注) 1科目でも要件を満たさないときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p> <p>② 指針別表1から3までに定める教育内容ごとに科目編成を行い、当該教育内容に係る科目には、当該教育内容に係る教育に含むべき事項が全て含まれているか。</p> <p>③ 介護総合演習は、介護実習の教育効果を上げることを考慮した教育内容になっているか。</p>	<p>指定規則第5条第三号、第6条第四号及び第7条第四号 指針I-8-(1)</p> <p>指針I-8-(2)</p> <p>指針I-9-(10)</p>	<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p> <p>③ (適・否)</p>
2 授業時間数	<p>① 指定規則別表第4に定める科目について、学則に定められた授業時間数どおり授業が開講されているか。 (注) 1科目でも要件を満たさないときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p> <p>② 1コマ当たりの授業時間は、適正な時間となっているか。 (注) 1コマ2時間相当の授業は90分以上、また、1時間相当の授業は50分以上となっているときに限り、右欄の『適』に○を付すこと。</p> <p>③ 期末試験等を、学則に定められた授業時間数の内で行う場合、上記②による時間にて実施されているか。</p>		<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p> <p>③ (適・否)</p>
3 医療的ケア	<p>① 領域「医療的ケア」の講義について、時間数は休憩時間を除いた実時間で50時間以上としているか。また、講義は以下の教育内容を含むか。 ア 医療的ケア実施の基礎 イ 喀痰吸引 (基礎的知識・実施手順) ウ 経管栄養 (基礎的知識・実施手順)</p> <p>② 領域「医療的ケア」の演習について、医療的ケアの種類に応じて、それぞれ次の回数を実施しているか。併せて、救急蘇生法演習についても1回以上実施しているか。 (1) 喀痰吸引 ・口腔 5回以上 ・鼻腔 5回以上 ・気管カニューレ内部 5回以上 (2) 経管栄養 ・胃ろう又は腸ろう 5回以上</p>	<p>指針I-9の2-(1)</p> <p>指針I-9の2-(1) 「介護福祉士養成課程における『医療的ケア』の教育内容について」(平成25年3月27日付社援基発0327第1号) 「喀痰吸引等研修実施要綱について」</p>	<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p>

	・経鼻経管栄養 5回以上	(平成24年3月30日 付社援発0330第43 号)	
<b>Ⅲ 実習に関する事項</b>			
1 学生数	○ 同時に実習を行う学生数は、その指導する実習指導者の員数に5を乗じて得た数(実習指導者1人当たり5人)以下となっているか。	指定規則第5条第十 五号	(適・否)
2 実習内容	① 介護実習は、指定規則第5条第十四号イの実習(以下「介護実習Ⅰ」という。)及び同号ロの実習(以下「介護実習Ⅱ」という。)の両方で構成されているか。 (注)両方の実習が行われているときに限り、右欄の『適』に○を付すこと。 ② 介護実習の総時間に対する介護実習Ⅱの時間数の割合は3分の1以上あるか。 ③ 介護実習の教育内容は、指針9-(1)を参考としているか。 ④ 介護実習を行う施設又は事業(以下「実習施設」という。)は、告示第203号に定めるものであるか。 ⑤ 介護実習Ⅰを行う実習施設等の選定に当たっては、指針9-(3)及び(4)を参考としているか。 ⑥ 介護実習Ⅱを行う実習施設は、指定規則第5条第十四号ロに定める要件に適合しているか。 ⑦ 1日当たりの実実習時間は、8時間以内となっているか。 ⑧ 実実習時間には、いわゆる帰校日や公認欠席(これに準ずる欠席を含む。)が含まれていないか。 (注)上記に示す帰校日等が含まれていないときに限り、右欄の『適』に○を付すこと。	指定規則第5条第十 四号  指定規則第5条第十 四号  指針Ⅰ-9-(1)  指定規則第5条第十 四号  指針Ⅰ-9-(3)及び (4)  指定規則第5条第十 四号ロ	① (適・否)  ② (適・否)  ③ (適・否)  ④ (適・否)  ⑤ (適・否)  ⑥ (適・否)  ⑦ (適・否)  ⑧ (適・否)
3 巡回指導等	① 介護実習を担当する教員により、少なくとも週1回の巡回指導が行われているか。 ② 実習計画及び実習中の安全管理等について、当該実習施設等と連携をとっているか。 ③ 巡回指導記録票を用いて、指導内容及び実習指導者からの聴取内容等を記録しているか。 ④ 5年程度の巡回指導記録票が保管されているか。ただし、指定を受けた年度から5年を経過していない養成施設にあっては、その期間とする。	指針Ⅰ-9-(8)  指針Ⅰ-9-(6)及び (7)	① (適・否)  ② (適・否)  ③ (適・否)  ④ (適・否)
4 実習指導者	○ 各実習施設における実習指導者については、指定規則等に定める実習指導者の要件を満たしているか。	指定規則第5条第十 四号	(適・否)

<b>IV 学則に関する事項</b>	別添様式1「学則に関する自己点検票（介護福祉士養成施設）」のとおり		
<b>V 学生に関する事項</b>	<p>① 本年度の入学者について、学則に定められた学生の定員を超えていないか。（ただし、留年生を除く。）</p> <p>② 1学級の定員は50人以下であるか。</p> <p>③ 本年度の入学手続時において、入学資格を有することを証する書類を提出させているか。</p> <p>④ 科目ごとの学生の出席状況が、出席簿等の書類などにより、確実に把握されているか。</p> <p>⑤ 指定規則に基づき編成された各科目の出席時間数が、指定規則に定める時間数の3分の2（介護実習については5分の4）に満たない者に対しては、当該科目の履修の認定をしないこととされているか。          （注）いわゆる公認欠席又はこれに準ずる欠席を「出席扱い」として、当該時間数の3分の2（介護実習については5分の4）に含めているときは、右欄の『否』に○を付すこと。</p> <p>⑥ 入学、卒業、成績、出席状況等学生に関する書類（学籍簿等）が確実に作成され、事務局等に保管されているか。</p> <p>⑦ 上記③及び⑤に関する書類の保存に関する規程等が定められ、かつ、書類の分類ごとに保存年限が明確になっているか。</p>	<p>指針I-6-(1)</p> <p>指定規則第5条第十條</p> <p>指針I-6-(2)</p> <p>指針I-6-(3)</p> <p>指針I-6-(4)</p> <p>指針I-6-(8)</p>	<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p> <p>③ (適・否)</p> <p>④ (適・否)</p> <p>⑤ (適・否)</p> <p>⑥ (適・否)</p> <p>⑦ (適・否)</p>
<b>VI 校舎及び施設設備等に関する事項</b>	別添様式2「介護福祉士養成施設の校舎及び施設設備等に関する自己点検票」とおり		
<b>VII 変更申請及び届出に関する事項</b> 1 学則に関する事項  (1) 申請事項	<p>○ 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、学則を変更したか。          （注）上記に係る自己点検の結果が『有』のときに限り、次に掲げる(1)の承認事項、(2)の届出事項及び(3)の関連事項の該当する項目にそれぞれ記入すること。</p> <p>① 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、学則の記載事項のうち修業年限を変更したか。</p> <p>② 上記①に係る学則の変更について、事前に東京都知事に対して申請等を行い、承認を受けているか。          （注）上記①が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p> <p>③ 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、学則の記載事項のうち入学定員を変更したか。</p> <p>④ 上記③に係る学則の変更について、事前に東京都知事に対して申請等を行い、承認を受けているか。          （注）上記③が「有」のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p>	<p>令第4条第1項 指定規則第9条第1項</p> <p>令第4条第1項 指定規則第9条第1項</p>	<p>[有・無]</p> <p>① [有・無]</p> <p>② (適・否)</p> <p>③ [有・無]</p> <p>④ (適・否)</p>

	<p>れかに○を付すこと。</p> <p>⑤ 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、学則の記載事項のうち養成課程及び学級数を変更したか。</p> <p>⑥ 上記⑤に係る学則の変更について、事前に東京都知事に対して申請等を行い、承認を受けているか。 (注) 上記⑤が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p>	<p>令第4条第1項 指定規則第9条第1項</p>	<p>⑤ [有・無]</p> <p>⑥ (適・否)</p>
(2) 届出事項	<p>① 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、学則の記載事項のうち、上記(1)の学則変更承認に掲げる修業年限、入学定員、養成課程及び学級数に関する事項を除く事項について、変更したか。</p> <p>② 上記①に係る事項の変更について、変更後1月以内に東京都知事に対して届け出ているか。 (注) 上記①が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p>	<p>令第4条第2項 指定規則第9条第2項</p>	<p>① [有・無]</p> <p>② (適・否)</p>
(3) 関連事項	<p>○ 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間における学則の変更に際し、東京都等に対して学則変更の届出等を行っているか。</p>		<p>( 適・否 )</p>
2 実習施設等に関する届出事項	<p>① 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、実習施設の追加や実習指導者の変更等、実習施設に関する事項を変更したか。</p> <p>② 上記①に係る実習施設の追加等の変更について、変更後1月以内に東京都知事に対して届け出ているか。 (注) 上記①が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p>	<p>令第4条第2項 指定規則第9条第2項</p>	<p>① [有・無]</p> <p>② (適・否)</p>

<p>3 その他の変更に関する事項</p> <p>(1) 申請事項</p> <p>(2) 届出事項</p>	<p>① 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図を変更したか。</p> <p>② 上記①に係る校舎等の変更について、事前に東京都知事に対して申請を行い、承認を受けているか。 (注) 上記①が「有」のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p> <p>① 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、専任教員又は医療的ケアを教授する教員を変更したか。</p> <p>② 上記①に係る教員の変更について、変更後1月以内に東京都知事に対して届け出ているか。 (注1) 上記①が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p> <p>③ 昨年度の始業日の翌日から本年度の始業日現在までの間、以下の事項を変更したか。 ア 設置者（法人）の名称及び主たる事務所の所在地 イ 養成施設の名称及び主たる所在地 ウ 養成施設長</p> <p>④ 上記③に係る変更について、変更後1月以内に東京都知事に対して届け出ているか。 (注) 上記③が『有』のときに限り、右欄の『適・否』のいずれかに○を付すこと。</p>	<p>令第4条第1項 指定規則第9条第1項</p> <p>令第4条第2項 指定規則第9条第2項</p> <p>令第4条第2項 指定規則第9条第2項</p>	<p>① [有・無]</p> <p>② (適・否)</p> <p>① [有・無]</p> <p>② (適・否)</p> <p>③ [有・無]</p> <p>④ (適・否)</p>
<p>VIII 定期報告に関する事項</p>	<p>① 本年度における施行令第5条に基づく報告の記載内容は、事実が報告されているか。</p> <p>② 本年度の報告は、期限内に行われているか。</p>	<p>令第5条</p> <p>令第5条</p>	<p>① (適・否)</p> <p>② (適・否)</p>
<p>IX 情報開示に関する事項</p>	<p>○ 指針別表4に定める内容以上の情報が、インターネットや学生募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供されているか。</p>	<p>指針I-10-(1)及び(2)</p>	<p>( 適・否 )</p>

(摘要)

この自己点検票で用いている法令及び関係通知等の名称は、次のように省略している。

- ・法：「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）
- ・令：「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」（昭和62年政令第402号）
- ・指定規則：「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」（昭和62年厚生省令第50号）
- ・指針：「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」（平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会援護局長通知「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」の別添2）
- ・告示第203号：「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第一号ヲ及び第5条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第一号ヲ及び第5条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業」（昭和62年厚生省告示第203号）

(別添様式1)

## 学則に関する自己点検票 (介護福祉士養成施設)

養成施設名： \_\_\_\_\_

点検者： \_\_\_\_\_

チェック項目	点検結果
<p>○ 学則に次に掲げる事項が漏れなく記載されているか。 ※ (1)～(26)のすべてが「適」となったときにのみ「適」とすること。</p> <p>(1) 設置目的</p> <p>(2) 名称 ※ 学科、専攻、コース名まで記載されているか。</p> <p>(3) 位置 ※ 養成施設の所在地が記載されているか。</p> <p>(4) 修業年限</p> <p>(5) 学生定員 (学生定員とは、「入学定員及び総定員」をいう。)</p> <p>(6) 学級数</p> <p>(7) 養成課程 ※ 法令の内容を満たしたカリキュラムが記載されているか。</p> <p>(8) 履修方法</p> <p>(9) 学年</p> <p>(10) 学期 ※ 学期の開始日及び終了日が記載されているか。</p> <p>(11) 休日 ※ 夏季・冬季休校中等に施設実習を予定しているときは、その旨が記載されているか。</p> <p>(12) 入学時期</p> <p>(13) 入学資格 ※ 指定規則に定める入学資格を満たしたものが記載されているか。</p> <p>(14) 入学者の選考 ※ 選考方法が記載されているか。</p> <p>(15) 入学手続 ※ 手続方法が記載されているか。</p> <p>(16) 退学</p> <p>(17) 休学</p> <p>(18) 復学</p> <p>(19) 卒業</p> <p>(20) 学習の評価及び課程修了の認定 ※ 指定規則に掲げる各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2 (実習は5分の4) に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない旨が記載されているか。</p> <p>(21) 入学検定料</p> <p>(22) 入学金</p> <p>(23) 授業料</p> <p>(24) 実習費等 ※ 学生から徴収する費用は、すべて記載されているか。</p> <p>(25) 教職員の組織</p> <p>(26) 賞罰</p>	<p>[適・否]</p> <p>(1) [適・否]</p> <p>(2) [適・否]</p> <p>(3) [適・否]</p> <p>(4) [適・否]</p> <p>(5) [適・否]</p> <p>(6) [適・否]</p> <p>(7) [適・否]</p> <p>(8) [適・否]</p> <p>(9) [適・否]</p> <p>(10) [適・否]</p> <p>(11) [適・否]</p> <p>(12) [適・否]</p> <p>(13) [適・否]</p> <p>(14) [適・否]</p> <p>(15) [適・否]</p> <p>(16) [適・否]</p> <p>(17) [適・否]</p> <p>(18) [適・否]</p> <p>(19) [適・否]</p> <p>(20) [適・否]</p> <p>(21) [適・否]</p> <p>(22) [適・否]</p> <p>(23) [適・否]</p> <p>(24) [適・否]</p> <p>(25) [適・否]</p> <p>(26) [適・否]</p>

(注) 上記の事項について、「学則上、別に定めるところによる」旨が規定されているときは、別に定める取扱規程や細則等にその内容が記載されているときに限り『適』とすること。

(別添様式2)

## 介護福祉士養成施設の校舎及び施設設備等に関する自己点検票

養成施設名： \_\_\_\_\_

点検者： \_\_\_\_\_

区 分	チェック項目	点検結果		基 準 等
		適・否		
介護実習室	広さ	適・否	平米	内法測定で、1ベッド当たりおおむね11平方メートル以上
	実習用モデル人形	適・否	体	2体(体位変換、清拭等介護実習に適したもの)
	人体骨格模型	適・否	体	1体
	成人用ベッド うち、ギャッチベッド	適・否	台 ( 台)	同時に授業を行う学生数÷5人= 台以上(端数切り上げ) ギャッチベッドを含む。 手すりを備えたもの。
	移動用リフト	適・否	台	床走行式、固定式、据置式のいずれも可。
	スライディングボード又はスライディングマット	適・否	有・無	相当数
	車椅子	適・否	台	同時に授業を行う学生数÷5人= 台以上(端数切り上げ)
	簡易浴槽	適・否	台	1台(移動できるもので、浴槽が硬質のもの)
	ストレッチャー	適・否	台	2台
	排せつ用具	適・否	有・無	相当数(ポータブルトイレ、尿器等)
	歩行補助つえ	適・否	有・無	相当数
	盲人安全つえ	適・否	有・無	相当数(普通用と携帯用を揃えること)
	視聴覚機器	適・否	有・無	相当数(テレビ、ビデオ、OHP、プロジェクター等)
	障害者用調理器具、障害者用食器	適・否	有・無	相当数
	和式布団一式	適・否	式	1式
	吸引装置一式	適・否	式	相当数
	経管栄養用具一式	適・否	式	相当数
	処置台又はワゴン	適・否	台	相当数(専ら演習の用に供するものであって、代替する機能を有する床頭台等でも差し支えない。)
吸引訓練モデル	適・否	体	相当数	
経管栄養訓練モデル	適・否	体	相当数	



	心肺蘇生訓練用器材一式	適・否	式	適当数
	人体解剖模型	適・否	体	1体（全身模型とし、分解数は問わない。）
普通教室	広さ	適・否	平米	内法測定で、生徒1人当たり1.65平方メートル以上
和室	広さ	適・否	畳	6畳又は8畳
	襖、障子 押入れ	適・否 適・否	有・無 有・無	
入浴実習室	広さ	適・否	平米	内法測定で、生徒1人当たり1.65平方メートル以上
	家庭浴槽	適・否	有・無	
	シャワー設備 給排水設備	適・否 適・否	有・無 有・無	
家政実習室	広さ	適・否	平米	内法測定で、生徒1人当たり1.65平方メートル以上
	調理設備兼裁縫作業台	適・否	台	同時に授業を行う学生数÷6人= 台以上(端数切り上げ) 調理実習室と裁縫作業室をそれぞれ設ける場合は、それぞれ規定の面積以上の広さと設備を有すること。
図書室	指定規則別表第4に定める教育内容に関する専門図書及び学術雑誌	適・否	冊	生徒の希望を勘案し、定期的に補充又は更新すること。

※1 自己点検日現在の状況を記載すること。

※2 故障、破損等の不具合が生じているものは、除外すること。

※3 教育用機械器具等については、レンタル又はリース等であっても差し支えないこと。